

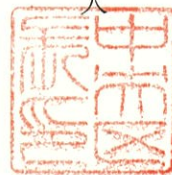
市街地再開発事業に係る事業計画変更(案)の縦覧について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第二項において準用する同法第十六条第一項の規定により、日本橋一丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画変更申請書に係る事業計画について、次の場所において公衆の縦覧に供します。

なお、同条第二項本文の規定により、当該事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、東京都知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については意見書を提出することはできません。

令和八年五月七日

中央区長 山本 泰人



一 事業の名称 東京都市計画事業 日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

二 区 域

東京都中央区日本橋一丁目十四番一から七まで、十五番一から五まで、十五番七から十三まで、十五番十六から十九まで、十六番一から十八まで、十七番一から十一まで、十八番一、十八番三、十八番五から十まで、二十番一から四まで、二十番六から十二まで、二十一番一から五まで。東京都中央区日本橋本町一丁目二番一から五まで。東京都中央区日本橋小網町十九番一から九まで、十九番十一、十九番十四から十六まで、十九番十八から二十二まで、十九番二十六。

なお、施行地区となるべき区域内には、道路である公有地(都市計画道路放射第十二号線の一部、都市計画道路放射第十六号線の一部、都市計画道路補助線街路第百五十八号線の一部、特別区道中日第八号線の一部、特別区道中日第二十三号線の一部、特別区道中日第二百九十一号線の一部、特別区道中日第二百九十四号線、特別区道中日第二百九十五号線の一部、特別区道中日第二百九十六号線、特別区道中日第二百九十七号線)を含む。

三 縦覧の開始日 令和八年五月七日

四 縦覧場所 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課(中央区役所本庁舎五階)

五 縦覧期間 令和八年五月七日から同年五月二十一日まで(閉庁日を除く。)

六 縦覧時間 午前九時から午後五時まで